

(平成23年5月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件

三重国民年金 事案 1031

第1 委員会の結論

申立人の平成14年10月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月から15年3月まで

申立期間当時、自宅から専門学校に通っており、郵便物も親任せにしていたため、その時点では納付していなかった。就職して2年目に、国民年金保険料が未納なので納めるようにと書かれた書類を郵便物の中から見付け、慌てて納付した。10万円程度の金額であったと思うが、当時の給与は少なかつたため、何とかやりくりして納付したことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、就職2年目に郵便物の中から納付書を見付けたため納付したとしているところ、オンライン記録によると、平成16年5月13日に申立人に対し納付書が作成されていることが確認でき、申立人には申立期間のほかに国民年金加入期間が無いことから、当該納付書は申立期間に係る納付書であったものと考えられる上、申立人は15年4月に厚生年金保険に加入していることから、当該納付書が作成された時期は申立人が就職して2年目の時期と一致し、申立内容を裏付けるものとなっているほか、申立人が納付したとする保険料も実際の保険料額とおおむね一致している。

また、申立期間は6か月と短期間である上、申立期間の国民年金保険料を納付した当時の生活状況等についての申立人の記憶は鮮明であり、その供述に不自然な点も見当たらず、申立内容は信憑^{びよう}性が高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月から48年12月まで
② 昭和49年4月から同年11月まで

夫は、昭和46年頃に会社を辞めたことを契機として国民年金に加入し、その後、48年頃に私の加入手続をしてくれた。それからしばらくして、国民年金に加入する前の空白期間の国民年金保険料を支払うよう、集金に来た男性に言われ、夫がその男性に現金で支払った。それ以降も夫が保険料を支払ってくれていたもので、未納期間があることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、昭和46年10月と51年4月にそれぞれ別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、このうち46年10月に払い出された記号番号については、国民年金手帳記号番号払出簿の当該記号番号の欄に「昭和47年7月8日資格取消」と押印されており、47年7月の時点で既に取消処理されていることが確認できる上、後述のとおり、申立人が、51年4月に払い出された記号番号により国民年金保険料の遡及納付を行っていることなどを踏まえると、申立期間について、46年10月に払い出された記号番号による保険料納付が行われていた可能性は考え難い。

また、申立人は、昭和46年頃にその元夫が国民年金に加入し、その後、48年頃に自身も加入したと供述しているが、51年4月に払い出された国民年金手帳記号番号は、その元夫と連番で払い出されていることから、申立人及びその元夫の加入手続は、同年同月に同時に行われたものと考えられ、申立人の供述に不合理な点が見られる上、申立人及びその元夫共、同年同月に、申立期間①直後の49年1月から同年3月までの国民年金保険料を過年度保険料として

遡及納付しているが、その時点で、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間①について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①について、申立人の元夫が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

一方、申立期間②については、8か月と短期間である上、その前の昭和49年1月から同年3月までの保険料を過年度納付した時点で申立期間②の保険料も過年度納付することが可能であったことや、それ以降の納付状況等を勘案すると、あえて申立期間②のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年7月まで
大学を卒業してから約1年後に、申立期間の国民年金保険料納付書が自宅に送付されてきた。納めなくてはいけないと思い、銀行で納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料を全て納付しており、かつ、その大部分について前納しているなど、納付意識は高いものと考えられる。

また、申立人は、国民年金加入手続については明確ではないながらも、平成2年3月に大学を卒業してから約1年後に、納付書が送付されてきたため、国民年金保険料の納付を開始したと供述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、3年3月又は同年4月に払い出されたものとみられることから、申立人の加入手続はこの頃行われたものと考えられ、申立人が、納付書が送付されてきたとする時期とほぼ一致している上、その時点で申立期間は現年度納付対象期間であることから、当該期間について納付書が送付されることも不自然ではない。

さらに、オンライン記録によると、納付日は不明であるものの、申立期間直後の平成2年8月から3年3月までの国民年金保険料についても、過年度保険料として納付されており、申立人が、国民年金加入期間に未納が生じないように保険料を納付している形跡が確認でき、こうした納付状況や、申立期間が短期間であることなどを踏まえると、申立期間について、あえて保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年12月15日及び17年12月15日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、16年12月15日は6万円、及び17年12月15日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人は、申立期間①のうち、平成20年4月1日から21年3月1日までの期間について、標準報酬月額決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月まで、及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を20年4月から21年2月までは41万円に訂正することが必要である。

また、申立人は平成20年4月15日、同年8月15日、及び同年12月15日に、それぞれ標準賞与額30万円、27万円、25万円に相当する賞与が事業主により支払われていたと認められることから、標準賞与額に係る記録を、同年4月15日は30万円、同年8月15日は27万円、同年12月15日は25万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月1日から21年3月1日まで
② 平成16年12月15日
③ 平成17年12月15日
④ 平成18年12月15日
⑤ 平成19年4月15日
⑥ 平成19年8月15日
⑦ 平成19年12月15日
⑧ 平成20年4月15日
⑨ 平成20年8月15日
⑩ 平成20年12月15日

年金記録の標準報酬月額と給料支払明細書に記載された支給額が違っている。申立期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

また、賞与についての記録も無いが、給料支払明細書により、「特別手当」が支給されていることがわかるので、賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成18年9月1日から21年3月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①のうち、平成18年9月1日から20年4月1日までの期間、申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間①のうち、20年4月1日から21年3月1日までの期間、申立期間⑧、⑨及び⑩については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

厚生年金特例法を適用する期間について、申立人は、標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てしているところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間②及び③については、申立人が提出した賞与支払明細書により、申立人は、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準賞与額については、賞与明細書から確認できる賞与額及び厚生年金保険料の控除額から、申立期間②は6万円、申立期間③は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間当時から現在まで、同事業所において厚生年金保険に加入している6人の同僚全員に当該期間に賞与の記録が無いことから、事業主は賞与に係る届出を行っておらず、社会保険事務所（当時）は、申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納付の告知を行

っておらず、事業主は、申立期間に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立人から提出された平成 18 年 9 月分から 20 年 3 月分（19 年 4 月分、5 月分を除く。）までの給料支払明細書から、申立期間①のうち、18 年 9 月 1 日から 20 年 4 月 1 日までの期間について、申立人が主張するとおり、申立期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも高い額であること、申立期間④から⑦までに係る賞与が支払われていることが確認できる。

しかしながら、上記給料支払明細書によると、平成 18 年 9 月 1 日から 20 年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録より低額又は一致していること、申立期間④から⑦までの賞与については、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

厚生年金保険法を適用する申立期間について、申立人のオンライン記録の標準報酬月額は、申立期間①のうち、平成 20 年 4 月 1 日から 20 年 9 月 1 日までは 30 万円、同年 9 月 1 日から 21 年 3 月 1 日までは 32 万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給料支払明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる 19 年 4 月から同年 6 月までの期間、及び 20 年 4 月から同年 6 月までの期間は、標準報酬月額 41 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 20 年 4 月から 21 年 2 月までは 41 万円に訂正することが必要である。

申立期間⑧から⑩までについては、上記給料支払明細書によると、20 年 4 月 15 日に 30 万円、同年 8 月 15 日に 27 万円、同年 12 月 15 日に 25 万円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、平成 20 年 4 月 15 日に係る標準賞与額を 30 万円、同年 8 月 15 日に係る標準賞与額を 27 万円、同年 12 月 15 日に係る標準賞与額を 25 万円に、それぞれ訂正することが必要である。

三重厚生年金 事案 1604

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を 59 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 11 月 1 日まで

A社とB社の2社分の報酬合算額に見合う保険料が控除されているのに、B社の報酬額が記録に反映されていない。申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社及びB社における申立期間の標準報酬月額は 47 万円、平成 8 年 11 月の随時改定により 59 万円と記録されている。

しかしながら、申立人及びA社から提出された社会保険事務所が発行した「二以上勤務する者に対する標準報酬の決定について（通知）」によると、平成 7 年度の算定基礎届に基づく申立人の報酬額は、A社から 48 万円、B社から 16 万円であり、両社の報酬額を合算した 64 万円に基づき決定された申立人に係る平成 7 年 10 月からの厚生年金保険の標準報酬月額は、当時の上限である 59 万円と記載されている上、A社から提出された申立期間に係る両社の賃金台帳に記載された報酬月額は、上記決定通知の内容と一致しており、標準報酬月額 59 万円に基づく厚生年金保険料が選択事業所であるA社の報酬から、両社分の控除がされていることが確認できる。

また、二以上の事業所に勤務する者に係る届出は、二以上の事業所について、主たる事業所（選択事業所）と従たる事業所（非選択事業所）における報酬額を合算し標準報酬月額を決定することになるが、申立期間当時における算定基礎届の取扱いについては、主たる事業所のみ報酬額を、ほかの一般被保険者とともに届出し、社会保険事務所は、その提出された算定基礎届

について、オンライン記録への登録処理を一括して行った後、上記の算定基礎届とは別に、選択・非選択事業所における算定対象期間の報酬額を届出させ、合算した報酬月額に基づく標準報酬月額を決定した上で、上記処理済みの1社のみ報酬に基づくオンライン記録を2社合算に基づく標準報酬月額に訂正することになるところ、平成7年10月から8年9月については、選択事業所であるA社における申立人のオンライン記録の標準報酬月額は、7年10月の定時決定により47万円と記録されているのみで、上記の二以上勤務する者に対する標準報酬月額が59万円であるとの決定がなされたことに伴う標準報酬月額の訂正処理が行われた形跡は無い。

さらに、オンライン記録においては、平成8年10月1日の定時決定で47万円、同年11月1日の随時改定で59万円と記録されているが、随時改定については、その直前の連続した3か月間（申立人の場合、同年8月から10月まで）の報酬の総額を3で除して得た額が、標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて、標準報酬等級に2等級以上の差が生じた場合に行うこととされているところ、当該事業所の賃金台帳において報酬月額の変動は無いことが確認できる上、同社の10月分給与計算の締め日より前となる同年10月17日に当該処理が行われていることから、事業主が8年の定時決定において47万円、同年11月の随時改定においては59万円とする届出を行ったとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、事業主は、申立人について、二以上勤務する者として、申立期間に係る標準報酬月額を59万円として届け出たと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成15年4月から同年6月までを11万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年9月1日から15年7月30日まで
② 平成15年7月30日から同年8月1日まで

私は、平成14年9月から15年7月末日までA社に勤務し、30万円程度の給料があった。申立期間において、標準報酬月額及び厚生年金保険被保険者記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した給与支払明細書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認

定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成15年4月から同年6月までの標準報酬月額については、申立人の給与支払明細書から認められる厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成14年9月から15年3月までの標準報酬月額については、給与支払明細書から認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間②について、申立人から提出された平成15年7月分の給与支払明細書及び同明細書に添付されている出勤記録から、申立人はA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、給与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成15年8月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事後訂正の結果 32 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 20 万円とされているが、申立人は、当該期間のうち平成 20 年 7 月及び同年 8 月については 32 万円、同年 9 月及び同年 10 月については 30 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を同年 7 月及び同年 8 月については 32 万円、同年 9 月及び同年 10 月については 30 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 7 月 21 日から同年 11 月 1 日まで

平成 20 年 7 月から、厚生年金保険と健康保険に加入していたが、会社からの標準報酬月額の届出が間違っていたために、私が給与から控除されていた保険料額と日本年金機構から届いた「ねんきん定期便」に記入されていた保険料額が相違している。会社が変更の届出をしたが、申立期間については時効が成立しているため、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 20 万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 12 月に 20 万円から 32 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、同年 11 月 22 日に標準報酬月額を訂正するために提出された健康保険

厚生年金保険被保険者資格取得届に基づく標準報酬月額（32万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（20万円）となっている。

しかしながら、申立人に係るA社の平成20年個人別給与一覧表及び申立人の普通預金通帳取引明細にて確認できる当該事業所からの振込金額により申立人が作成した平成20年度給与明細書によると、申立期間のうち、平成20年7月及び同年8月は32万円、同年9月及び同年10月は30万円の標準報酬月額に基づいた厚生年金保険料が控除されていること、また、申立期間における報酬月額に見合う標準報酬月額が保険料控除額に見合う標準報酬月額を上回っていることが推認できる。

また、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、当該給与明細書において推認できる厚生年金保険料控除額から、平成20年7月及び同年8月は32万円、同年9月及び同年10月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る訂正の届出を当該保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年11月22日に提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から平成元年 1 月までの期間、3 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 5 月から平成元年 1 月まで
: ② 平成 3 年 10 月及び同年 11 月

申立期間①については、私が 20 歳になった時、母親が代わりに国民年金の加入手続を行い、専門学校を卒業するまでは国民年金保険料も支払ってくれていたと思う。専門学校を卒業後は自分で保険料を支払っていた。

申立期間②については、A 市に戻ってきた時期であり、転入の手続と併せて国民年金の手続も行っていると思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人又は申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び自身が専門学校生であった期間の保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の母親も他界しているため、加入手続及び申立人が専門学校生であった期間の保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、「昭和 62 年 3 月に専門学校を卒業するまでは、A 市の実家の母親が国民年金保険料を納付してくれていたと思う。」としているが、戸籍の附票によると、申立人は、昭和 60 年 7 月 23 日から 62 年 3 月 24 日まで、B 区に住民登録を有していることから、申立期間①のうち当該期間について、A 市において国民年金に加入することはできず、申立内容に不合理な点がみられる上、申立期間①のうち 62 年 4 月から平成元年 1 月までの期間及び申立期間②についても、国民健康保険料と一緒に納付していたとするものの、国民年金に係る手続及び国民年金保険料の納付方法についての具体的な記憶は無く、納

付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、平成7年9月から同年10月にかけて払い出されたものとみられることから、申立人の国民年金加入手続はこの頃行われたと考えられる上、オンライン記録によると、申立期間はいずれも同年11月に国民年金の加入期間として追加されたものであり、このことを前提にすると、加入記録が追加されるまでは、申立期間は国民年金の未加入期間であったと考えられる上、加入記録が追加された時点では、申立期間は全て時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1035

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から49年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から49年11月まで
昭和45年9月末に退職後、子供がいたので、すぐに国民年金に加入した。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人の妻は、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、それらは全て他界した申立人が行っていたとしているため、国民年金の加入状況及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の名前の読み方を幾通りか変えるなどして調査しても、申立期間について、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1607

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 10 月 21 日まで

私は、高校を卒業後、A社B支店で採用され、同社C営業所で勤務していた。給料から厚生年金保険料を天引きされていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述から、勤務期間は特定できないものの、A社B支店管轄のC営業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A社本社及び同社B支店に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A社及び同社B支店が加入していたD健康保険組合に問い合わせたところ、「昭和 56 年度以前の脱退者に係る加入記録(組合員台帳)は残っていないため、申立人の加入記録については確認できず、不明である。」との回答を得た。

さらに、A社B支店管轄のC営業所は、厚生年金保険の適用事業所として見当たらない上、A社及び同社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号(A社:*番(昭和 36 年 3 月 1 日資格取得)から*番(昭和 36 年 12 月 1 日資格取得まで)、A社B支店:*番(昭和 36 年 3 月 1 日資格取得)から*番(昭和 36 年 12 月 14 日資格取得)まで)に、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1608

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年10月25日から29年8月2日まで
② 昭和34年9月25日から37年8月1日まで

昭和28年4月にA社へ入社し、39年5月22日に退職するまで継続して勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人はA社に継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、A社は昭和39年5月22日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立期間①及び②においてA社で厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人のことを記憶している者はいるものの、申立人の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和28年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得、同年10月25日に資格喪失、29年8月2日資格再取得、34年9月25日資格喪失、37年8月1日資格再々取得、39年5月

22日資格喪失となっており、これはオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1609

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から 52 年 9 月 3 日まで

昭和 51 年 3 月頃から退職する 54 年 5 月 21 日まで、継続して A 社に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A 社に照会したところ、「申立人は、申立期間において正社員として勤務していた。」と供述しているものの、当時の関連資料は廃棄されており、これらを確認できる関連資料を得ることができなかった。

また、A 社において、申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等について確認できる供述を得ることができなかった。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和 50 年 5 月 27 日資格取得）から*番（昭和 52 年 9 月 3 日資格取得、申立人）までに申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立期間において、申立人は国民年金に加入しており、国民年金手帳記号番号から、加入手続は昭和 52 年 6 月頃に行われたと推認される上、B 市の国民年金被保険者名簿によると、同年 4 月から同年 8 月までの保険料は申請免除されていること、及び「S52・9・3 ㊦*（A 事業所）」の記載があることが確認できる。

その上、雇用保険の資格取得日は、昭和 52 年 9 月 3 日となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。